

# 令和5年度の 経営所得安定対策について

## 水田活用の直接支払交付金

### 【交付対象水田の考え方】

- ・湛水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は交付対象外です。
  - ・5年間に一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度以降は交付対象としません。
- ※水張りは、水稲作付けにより確認することを基本としますが、以下の①②のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。
- ① 湛水管理を1か月以上行う ② 連作障害による収量低下が発生していない

助 成	対象作物等	交付単価(10aあたり)
戦略作物助成	飼料作物	35,000円 <small>※多年生牧草について、播種を行わず収穫のみを行う年は10,000円</small>
	麦・大豆	35,000円
	WCS用稲	80,000円
	加工用米	20,000円
	飼料用米・米粉用米	収量に応じ 55,000円～105,000円
産地交付金 (国の設定する取組)	新市場開拓用米の 複数年契約	10,000円 <small>※3年以上の新規契約を対象にR5年度に配分</small>
	そば・なたね 新市場開拓用米 ・地力増進作物	20,000円(基幹作のみ)

- ※戦略作物助成の対象作物はすべて基幹作のみ。
- ※産地交付金の用途は国設定のもの。県設定用途は別途設定します。

## 飼料用米支援の変更について

- 令和5年産からは、飼料用米の収量の申請項目を1.70mmのふるい上とふるい下に分け、ふるい上の収量を用いて戦略作物助成(数量払)の単価を計算します。
- ※飼料用米をふるいにかけない場合は、地域ごとの「ふるい下の発生率」を用いて、ふるい上とふるい下の収量を計算することができます。
- 一般品種で飼料用米に取り組む場合、令和6年産以降は、令和6年～8年産にかけて段階的に支援水準を引き下げます。(多収品種は従来どおりの支援)

## 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

### 令和5年度の主な変更点(数量払)

数量払の交付単価は、対象作物の「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として、品質区分に応じて設定しています。**令和5年産の交付単価の改定により、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に区分**することから、**免税事業者向けの単価を申請する方は、確認書類の提出が必要**となります。

※課税事業者向けの単価を申請する方は、確認書類の提出は不要です。

### (参考)平均交付単価(令和5年～7年産に適用)(抜粋)

対象作物	免税事業者向け	課税事業者向け
小麦	6,340円/60kg	5,930円/60kg
二条大麦	6,160円/50kg	5,810円/50kg
六条大麦	5,150円/50kg	4,850円/50kg
はだか麦	9,160円/60kg	8,630円/60kg
大豆	9,840円/60kg	9,430円/60kg
そば	17,550円/45kg	16,720円/45kg
なたね	8,130円/60kg	7,710円/60kg

### 基本ルール

- 免税事業者向け単価の適用に当たっては、2年前(2期前)の収入・売上が1千万円以下であることにより要件確認を行います。
- 免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合は、課税事業者向け単価が適用**されます。

### 確認に必要な書類

- ①【個人】**2年前(※)の確定申告書B(写)及び青色申告決算書(農業所得用)(写)又は白色申告の収支内訳書(農業所得用)(写)**など  
※令和5年産の申請の場合、令和3年分(令和3年1月～12月分)
- ②【個人で営農開始後2年以内】**個人事業の開業・廃業等届出書(写)**など
- ③【法人(人格なき社団含む)】**2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)**など
- ④【法人で設立初年度】**法人設立届出書(写)** etc
- ⑤【法人で設立2期目】**法人設立届出書(写)**等及び**前期の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)**など

### 確認書類の提出期限

**令和5年6月30日**までに交付申請書(様式第1号)に添付して提出してください。